

第2回徳島市地域福祉計画策定市民会議 議事概要

日 時：令和3年8月16日（月曜）10時00分～11時30分

場 所：徳島市生涯福祉センター ホール

議 題：(1) 地域福祉に関する徳島市市民アンケート調査結果について
(2) 地域福祉に関する事業所アンケート調査結果について
(3) 地域の課題解決に向けた取り組みに関する意見聴取の結果について
(4) 第3期徳島市地域福祉計画（素案）について

出席者：委員計18人

石原委員、今井委員、岩朝委員、小川委員、加藤委員、後藤委員
近藤委員、島田委員、白山委員、管惣委員、武内委員、富永委員
林委員、原田委員、板東委員、宮生委員、吉田委員、若松委員
事務局計9人
健康福祉政策課ほか
傍聴0人

【会議の内容】

1 開会

2 新委員の紹介

3 会長あいさつ

4 議題

- (1) 地域福祉に関する徳島市市民アンケート調査結果について
- (2) 地域福祉に関する事業所アンケート調査結果について
- (3) 地域の課題解決に向けた取り組みに関する意見聴取の結果について
(事務局)

資料1「第3期徳島市地域福祉計画策定スケジュール」、資料2「第3期徳島市地域福祉計画（素案）」に基づき説明。

(会長)

アンケート等に関し、委員から意見や質問はあるか。

(A委員)

市民アンケートの対象が前回から2000人に減り、回収率36.5%であるが、アンケート調査としては成功とっていいのか。事業所アンケートは、前回回収率が

73. 1%、今回回収率が70.5%。前回未回収の団体にも送付したのか。記名による回答であれば回収率がもう少し高くてもいいのではないか。

ひきこもりの認知度について、市民は「身近にいない」と多くが回答しているが、事業所ではひきこもりの方が身近にいることを把握している結果となっている。これには、なにか意味があるのか。

(会長)

地域調査において、回収率が30%を超えれば、ある程度のデータ把握は可能と考える。

事業所アンケートについては、事務局から説明願いたい。

(事務局)

事業所アンケートの対象としては、前回と同様の団体としており、前回回答未回収の団体にも送付している。

(会長)

事業所には、非常に積極的に回答いただいているが、業務多忙の理由で3割程度が未回収となっているのではないか。

ひきこもりについては、ひきこもりの定義は、家族以外と交流がなく自宅に6か月以上ひきこもっている状態であるが、一般の方と専門職がいる事業所とでは、ひきこもりの定義や認識が少しちがうのではないか。例えば、一人で高齢の両親を介護しており、外に出る機会がない方を、事業所ではひきこもりと認識し、市民の方はひきこもりと認識しない。また、自宅でもインターネット等で実際に交流している方も多く、この方を単純にひきこもりというかどうか。こういった点でも認識にずれがあるのでこういう結果になったのではないかと推測する。

事務局からなにかあるか。このような理解でいいか。

(事務局)

問題ない。

(B委員)

新型コロナウイルス感染症のことを盛り込んでもらいたい。

(会長)

例えば避難における感染症対策といった点を防災面に盛り込む、防災の中で検討していくということをお願いしたい。計画の中では、感染症という一つの用語で説明するのがいいのではないか。

(4) 第3期徳島市地域福祉計画（素案）について

（事務局）

資料2 第3期徳島市地域福祉計画（素案）に基づき説明。

（C委員）

第2期地域福祉計画の総括と、それを踏まえての第3期計画における第2期計画からの変更点、変更に至った経緯について教えてもらいたい。

（会長）

行政計画は、いわゆるシームレスなものであり、連続的な計画づくりの中で、前回計画の総括というのは非常に難しい。また、計画は、国からの指針に基づいて策定しなければならない。地域福祉計画については、地域共生社会の推進についての概念計画であり、目標数値の設定は難しい。第3期計画で評価指標を設定している点について、評価したい。

（D委員）

防災関連は、別の計画、別の課が担当となるのか。

（事務局）

基本施策19の中に、自主防災、防災組織関係の記載がある。

（D委員）

自主防災というのは。

（事務局）

地域の防犯、防災力の推進の点である。

（D委員）

地域の防災計画の見直しの際に、地域でまとめたものを、改めて外部に作成依頼しており、無駄な要素と感じたが、計画策定の進め方として必ず外部に依頼しないといけないものなのか。

（会長）

計画策定のための専任職員を置けないという行政の事情があり、防災だけではなく、様々な計画策定は、どの行政においても外部委託がスタンダードとなっている。また、市民のための計画であるから、市民と一緒に作っていくというのが理想形であるが、地域の担い手がなかなか集まらない。今後、その担い手を作っていくことが、我々やこの計画、行政の役割と認識している。

（E委員）

地域コミュニティ維持の強化は非常に大事であるが、担い手の減少により地域の様々な団体は非常に苦勞している。具体的にどうしたらいいのか、その点を考えて素案作成をお願いしたい。

(F委員)

コミュニティセンターの運営委員にも関わっており、PTA、コミュニティセンターとも人材不足は実感している。持続可能な団体となるために、必要なものは残し、役割を終えたものは削っていくといった取捨選択をし、活動が見えるように分かりやすくして声をかけていく、という地道なところしかない。なにかしらのアクションを起こしていく。行政に頼るだけではなく、一緒になって見直していけば、少しは改善していくのではないか。今年、PTAは身が付きすぎた分を削り、骨だけの形にし、なにが必要なのかをみんなで見直しを進め、概ね好評のため、ここから数年かけての見直しを考えている。

(G委員)

婦人会の年齢層も高く、車に乗れない等の様々な制約があり、本当にたいへんな状況である。婦人会は市内に16団体あるが、一番大きい国府が継続できなくなった。若い人は、孫の送迎、夫や姑の介護でそれどころでない。2、3年したら、徳島市の婦人連絡協議会も半分くらいになるのではないかと不安である。

(会長)

各団体における高齢化、担い手不足、また、このことによるコミュニティの脆弱化といった危機に対し、具体的なテーマをもって、行政と市民が共に進めていく、という提案が出た。それを必要としている方が多いというアンケート結果もあることから、それを踏まえて素案を作成していく。

知的障害の方や、生活困窮となった方の再犯といった社会的な問題があるが、再犯防止についての意見はあるか。

(H委員)

再犯防止の観点から76ページ基本施策(21)「再犯防止や社会復帰に向けた取り組みの推進」に盛り込んでいただき、たいへんありがたい。具体的にどのような施策ができるのかを考えていく必要がある。犯罪をした人が再び犯罪をする可能性は非常に高く、全体の犯罪防止のためにもその件数を減らすことに取り組んでいる。徳島少年鑑別所では、地域援助という形で学校や児童相談所等での相談を行っている。地域からのお声がけもいただきたい。

(会長)

公民館等は、高齢者や地域住民がそこを拠点に地域づくりをしていくという非常に重要なハードであると考えますが、今後の活用方法等どう考えるか。

(I委員)

地域によっては、公民館とコミュニティセンターの二本立てとなっており、公民館は生涯学習の場、コミュニティセンターは人が集まる場というすみ分けとなっている。公民館の利用者は高齢となっているが、着実に一定の割合で活動は続いており、今後さらに地域に定着させていく必要があると考える。

(会長)

健康体操や男の料理教室等さまざまな場面で公民館は利用されており、長寿社会の中で非常に重要な拠点であると、いろいろな調査を通じて感じている。ぜひ活動の場を広げていただきたい。

介護保険制度の中で、地域包括支援センターがいわゆる包括的な相談支援をある程度担ってきたが、児童虐待やDV、ひきこもりといった介護保険制度の枠組みを超えた問題をどうしていくか。国は社会福祉法を改正し、重層的支援体制支援事業の整備の推進を掲げているが、地域包括支援センターの意見を聞きたい。

(J委員)

地域包括支援センターでは、高齢者だけでなくその家族の相談も受けている。子どもの虐待については児童相談所、DVについては女性センター、障害のある方については支援事業者と連携をとり、地域包括支援センターで解決できないことは他の機関とのつなぎ役となっている。精神障害の方については、個別ケース会議もしており、精神科医とのネットワークがある。高齢者だけでなく、取り巻く方々についても、各ネットワークを使って対応しているので、今後もネットワークの強化をすすめていかなければならない、と考えている。

(会長)

国全体で独居数が増加し、財産管理等を頼める家族がいない人が増えている。なおかつ、判断能力の不十分な方の財産管理、契約締結等の支援をするのが成年後見制度であるが、この制度の認知度は非常に低いと言われているが、どう考えるか。

(K委員)

アンケート結果を見て、制度の周知活動をしなければならないと実感した。司法書士が後見人になる場合に必ず所属する団体であるリーガルサポートとしては、施設や地域包括支援センター等で制度に関する出前講座を行っている。

成年後見制度の利用促進においても、担い手不足の問題がある。解決策として、市民後見人の活用があるが、今後制度の利用促進を図っていく中で担い手不足は非常に重要な課題と認識している。

(会長)

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の団体の支援のもと、成年後見制度で権利を守っていくことを推進しているが、これから爆発的に増加し、2025年には約700万人になると推測される認知症の方の財産管理や身上監護を誰が担うのか、非常に大きな問題であると考えられるので、ぜひ協力いただき、計画の方でもお願いしたい。

(L委員)

1ページ下から8行目、2ページ下から4行目、障害の害がひらがなとなっているので漢字になおしていただきたい。それから、前回の地域福祉計画の時にも意見を申

し上げたが、「自助」「互助」「共助」「公助」の「互助」が入ってきた理由がよく分からない。3ページに定義している「自助」「共助」「公助」の方が分かりやすいのではないか。「互助」を入れることで、地域住民、あなた方のことではないか、と責任を押し付けられるような意味合いになるように思う。

6ページの市民アンケート回収率36.5%は、低すぎるのではないか。これくらいのものであるならば、回答内容に偏りがあるのではないか。この結果は、アンケート内容に興味がある人の意見であり、興味をもっていない人の意見を聞かなくてはいけないのではないか。そうでないと市民のマジョリティの意見が反映されていないと感じる。

事業所については、福祉活動に携わっているのであれば、もう少し意見を発信してもいいのではないだろうか。回収率が低すぎる。本当に福祉活動に携わっているのか、と疑問に感じた。

12ページの「徳島県の動き」では、「自助」「共助」「公助」と3つに分けて地域福祉を考えている。県との整合性は必要ないが、考え方の違いが出るのではないか。

44ページの「地域の課題解決に向けた取り組みに関する意見聴取から見る現状」では、「自助」「共助」「公助」に分けている。私は、この分け方でこの計画を通した方がいいのではないかと考える。

54ページでは、「自助」「互助」「共助」「公助」を定義しているが、「互助」と「共助」を混ぜて定義している。明確な区別があるなら、それぞれで定義すべきではないか。

55ページ(3)の中の「また、ボランティアやNPOをはじめとする団体等」という記載があるが、当事者団体を入れるべきではないか。身体障害者連合会、婦人会、老人会といった団体がこの地域福祉計画から見落とされているのではないか。このような団体がより活発になることによって、行政の補完的役割を十分に果たせるのではないか。

56ページの表において、「市民(自助)」「地域(互助・共助)」「市(公助)」と分けているが、「互助・共助」が混ぜこぜになっている。わざわざ「互助」と「共助」を分ける必要があるのか。

61ページの表の「市民(自助)」の中で、「高齢者や障害のある人など、情報が伝わりにくい人が近隣にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど手助けをしましょう。」とあるが、これは「互助」ではないか。私は、「共助」でいいと考える。これを市民個々に求めるのは荷が重すぎると感じる。

65ページの表の「市民(自助)」の中の「身近な人の様子の変化に気づき、相談機関につなげましょう。」も、地域の問題ではないか。「身近な家族の様子の変化」であれば、「自助」だが、「身近な人の様子の変化」であれば「共助」ではないかと考える。

66ページ【施策の方向】5行目「また、良質で適切な福祉サービスの提供のため」は、基本施策名と異なるので「良質で適切な公益的活動によるサービスの提供」と考えてはどうか。また、「市（公助）」で「職員の知識や専門的な指導力の向上のための研修等を行います。」とあるが、過去にこのような研修の実績はあるのか。

70ページの表の「市（公助）」に「公益的な事業に要する経費の一部を補助し」、71ページの表の「市（公助）」に「運営に関する補助金の交付」と書かれているが、このような補助金を交付しているのか。現状を知りたい。

70ページ【現状と課題】に「NPOやボランティア活動の重要性は年々高まっています。」とあるが、当事者団体を入れてもらいたい。私は、身体障害者連合会と老人会に属しているが、老人会でも様々な活動の恩恵に預かっている。やはり大きな組織と歴史をもっている団体を入れてもらいたい。基本施策名にも「当事者団体の活性化」を入れるべき、と考える。

72ページの表の「地域（互助・共助）」の「施設や道路で、危険や不便さを感じたら行政に相談しましょう。」は、「自助」ではないか。また、「市（公助）」の「視覚や聴覚に障害等がある人」に「知的に障害がある人」についても加えていただきたい。

79ページ（15）施策名に「NPO」が抜けている。同様に80ページ（21）の施策名に「社会復帰」が抜けている。

81ページ「1協働による推進体制」5行目を「市民、当事者団体、ボランティア」と当事者団体をいれてもらいたい。我々の活動もこの中に位置付けてもらいたい。

81ページ「3計画の評価・検証」で、「施策の進捗状況の評価・検証を行い」とあるが、やはりこのような評価・検証が非常に重要であると考えます。

（会長）

すぐに回答できる部分と検討が必要な部分があるので、事務局と私で相談させてもらう。

一点目、障害の害をどう書くかは、行政体により異なる。法律は「害」となっているが、ユニバーサルデザイン的にどうなのかということから、ひらがなで表記する行政体もある。これは、いろいろな団体に聞かないと分からない点もあるので、ここではお答えしない、ということによいか。

（L委員）

「害」については、資料の中ではこの2か所だけがひらがなとなっており、統一性の問題がある。

（事務局）

徳島市では現在漢字で統一しているため、修正する。

（L委員）

それで問題ない。

(会長)

漢字で願います。

二点目は、「自助」「互助」「共助」「公助」について。定義が分かりにくいという意見があった。介護保険制度のような保険料に対してのサービス提供、これが「共助」の定義の一つである。一方、高齢化社会を迎え、社会保障制度が厳しくなっていく中で、住民同士の助け合いを形にし、サービスという形にしてコストがかからないようにしていくのが「互助」と聞いている。国は「自助」「共助」「互助」「公助」と指針を出しており、「互助」を除くのか、という点については、検討する。

「当事者団体」を入れるという点については、「当事者団体」という名称がいいか、「NPO・ボランティア・当事者団体等」とするのがいいか、市民が読んで当事者とは誰かと分かるかといった意見があるかと思うが、検討する。

(L委員)

本文中で「老人会・障害者会等の当事者団体」と書くか、用語解説のところで「当事者団体とは、老人会・障害者会等のように当事者で組織する団体をいう。」とすると分かりやすいと思う。我々の活動を入れていただきたい。

(会長)

次回の市民会議は秋に開催予定。修正点、今回意見をいただいた点に対する回答等を協議したい。

(事務局)

今後のスケジュールは、11月頃次回市民会議を予定しており、日程が決まり次第文書で連絡する。また、追加の意見等については9月15日までに電子メール等で提出をお願いしたい。

4 閉会